

《記事》

〔刑名枉錯の断例〕の紹介

七野 敏光

たしか一昨年の夏、文書書換え問題が取沙汰される中、偶然にも〔刑名枉錯の断例〕（大徳 5 = 1301 年、平山站の提領劉玉に杖打されて死亡した廉西保の検屍報告書が書き換えられる。元典章・刑部 16）を読んだ。まさに組織（宣慰司・路・県）ぐるみの文書書換えをめぐる案件であり、関わる者ら一人ひとりの日ごとの行動が詳しくみてとれる。大部の全訳文を掲げるわけにはいかない。供述部分だけを抜き出し掲げ、主としてこの供述に基づき 700 年以前、元代の文書書換え一件を紹介する。暑さしのぎになれば幸いである。

・・・・・・・・・・

供述 1（惠州路総管・陳佑）大徳 5 年 8 月 26 日に、帰善県が上申してきた「廉西保は杖打され、その出血が心臓を^お作攻し死亡いたしました」という初検における検屍結果の文解（報告書）を司吏趙賢輔がもってまいりました。そしてこのとき、同吏がわたくし佑に覆説（申上）いたしました。「劉提領につき、『^{うかが}当を覷い（どうすればよいか、よく考えて、ぐらいの意か？）、文解を書き換えて病に因り死亡したとさせよ』と、宣慰司（広東道宣慰司）の劉経歴がなんどもいってきている、と薛経歴がおっしゃっております」と。わたくしは自ずから同吏をして例に依り取調手続を進めさせるべきでありましたが、そうはず^{ふとどき}不合にも「経歴と相談してみる」と同吏に返答をいたしました。また、供述いたします。8 月 29 日に、帰善県の^{だるがち}達魯花赤阿都赤が府（惠州路総管府）庁にやって来て、わたくしと薛経歴に覆説していいました。「趙令史が廉西保死亡の文解を退回（差戻）し、『生前に杖打され、その後病に因り死亡いたしました』と検屍結果を書き換えよ、とのことでございますが」と。これに対して、薛経歴は以前同様「先に杖打され、その後病に因り死亡したということに拠れ」と阿都赤に命じました。そしてそのように阿都赤がわたくしに計稟（上申）いたしました。この件につき、わたくしは人命事犯であることを明知しながら、また不合にも薛経歴に対しては「そうしてよかろう」と、また阿都赤に対しても「なんじのよかろう」と返答をいたしました。また、供述いたします。9 月 3 日に、司

吏趙賢輔が8月26日に判じた文解をわたくしに呈し、帰善県に下して取調べをさせました。このとき不合にも「文書が遅れております」という同吏の覆説に従い、件の文解を8月24日に判じた文解であると日付を改め、署押いたした罪犯でございます。

供述2（惠州路同知・董瑞）大徳5年8月26日の件について、罪を認めて供述すること相い同じ。罪犯是れ^{まこと}実でございます。

供述3（惠州路経歴・薛瑜）大徳5年8月26日の件について、罪を認めて供述すること相い同じ。また屍傷の記録を書き換えさせ、忤作行人（検屍人）葉禄がそれを首告したことから官に到りました。罪犯是れ実でございます。

供述4（惠州路帰善県達魯花赤・阿都赤）大徳5年8月18日、「平山站の提領劉玉が^{むすこ}男西保に杖打を執行し、8月17日夜に西保は死亡いたしました」という廉阿羅の訴状による告を抛けました。そこでわたくし阿都赤は8月20日に自ら忤作行人葉禄・司吏羅時英を引き連れて初検に赴き、死亡した廉西保の屍には、灸瘡五痕を除くほか、左右の^{かた}肩膀^{あばらひじかた}のおのに拳痕が一痕、右^{うちきず}肋肘側^{せなか}に磕痕が一痕、右背脊側から肋第三枝上にかけて他物による傷が一痕、右背脊上に他物による傷が一痕あるとして、忤作行人葉禄に抛り検屍現場で衆人に対して、「左背脊上の傷一痕が重く、たしかに生前他物により打傷され、その出血が心臓を作攻し、それが致命の原因となり死亡いたしました」という検屍結果を下しました。そしてこの結果を関にて帰善県に回報し、県から惠州路へと上申して照驗していただきました。そして8月27日に、総府が署押した同県上申の検屍文解を司吏徐礼がもち帰り、「検屍結果を換え、病に因り死亡いたしましたという文解として申報せよ」と趙知房がいつておりますとわたくしに伝え、このようにして事が発覚して官に到りました。罪犯是れ実でございます。

供述5（惠州路司吏・趙賢輔）大徳5年8月19日に、帰善県が上申してきた廉阿羅の訴状による告の「男廉西保が杖打され死亡いたしました」という公事を承行し、不合にも経歴薛瑜の言語に従い、初検の文解を県吏徐礼に退与し、「生前に病を患い死亡いたしました」と検屍結果を書き換えて、もう一度路官に上申するよう、彼をして初検官阿都赤に伝えさせました。そしてこのようにして再度上申され、8月26日に判じた文解の日付を

改め、8 月 24 日に判じた文解であるといいたしました。また、供述いたします。既に博羅県があたった復検の文解が遅れて到らないため、自ずから例に依り催挙すべきでありましたが、そうはせず不合にも8 月 26 日・9 月 11 日の二度にわたり、立案して調べをつけず、印批を使い訖え、黄通・劉政を博羅県に派遣して、該吏黄庭举・下姚典・行吏蕭仲壬・使喚人葉三五を勾喚（召喚）し、各人をして帰善県が文解を書き換えたことを計会（思慮）させ、彼らにも「病を患い死亡いたしました」と文解を書き換えさせました。そしてこのときに、黄庭举から蕉布三丈二尺と浮茶二袋を受け訖り、己の物として消費いたしました。罪犯是れ実でございます。

供述 6（帰善県の司吏・徐礼）大徳 5 年 8 月 18 日に、廉阿羅が告した「男廉酉保が死亡いたしました」という公事を承行し、8 月 24 日に、^{あらまし}該をいえば「検屍したる廉酉保の屍傷の状況は同じ」という、帰善県の初検官達魯花赤阿都赤の関を移准し、8 月 25 日にその文解を府に赴いて投下いたしました。そして 8 月 27 日に至って、府吏趙賢輔が同県の文書を調べたうえで、件の文解を退回し、わたくし礼をして同県達魯花赤と相談させ、「病を患い死亡いたしました」と書き換えた文解を府に上申させました。及び、王元徳を打ちつけて扶同の招詞（彼が杖打したとする、口裏合わせをした罪を認める供述の言葉）を無理やりに取りおえました。罪犯是れ実でございます。

供述 7（惠州路博羅県人吏・蕭仲壬）大徳 5 年 8 月 20 日に、博羅県がわたくし仲壬を達魯花赤忙哥察兒に従い帰善県にある水坊に派遣して、死亡した廉酉保の復検にあたらせ、「その屍傷の目は相い同じ」という検屍結果を、回報として同県に関し照驗していただきました。その後、不合にも府吏趙賢輔の省会（指示）に従い、わたくしと使喚人葉三五は、帰善県が抄写した「廉酉保はたしかに病を患い死亡いたしました」と書き換えた検目を計会し、県官には知らせず、^{ひそか}私に文解を書き換え、府に上申いたしました。罪犯是れ実でございます。

・・・・・・・・・・

大徳 5（1301）年 8 月 17 日に、平山站の提領劉玉の杖打で廉酉保が死亡する。この死亡につき、検屍（初検）にあたった帰善県の達魯花赤阿都赤は、当初杖死であるとの検屍

結果を報告したが、上司の指示を受け、その報告内容を病死であると書き換える。この書換えには、帰善県の官吏の他、上司惠州路、さらにその上司である広東道宣慰司の官吏が関わっている。

まず、事の発端である廉西保への杖打はいつのことだろうか。考えてみる。薛瑜の供述（供述3）をうけた海北広東道廉訪司の議得（本文では略す。下も同じ）に「小王に杖打を執行された後、22 日を経過してから廉西保が死亡いたしました」と劉玉らが阿都赤に供述するくだりが見えるが、恐らく罪を避けるため、保辜限外の死亡を訴えたものであり、実際には、杖打と死亡の間にこれほどの隔たりはないと思われる。ちなみに言うと、徐札の供述（供述6）には、彼が王元徳に口裏合わせ（王元徳＝小王が杖打したとする）を強要した事実が見え、劉玉の命により王元徳が杖打したというのではなく、杖の打ち手も劉玉自身だっただろうことが分る。あれも嘘、これも嘘である。当初、阿都赤はこうした劉玉らの言葉を一切取り合わなかったようである。

誰がいつ杖打したかはともかくも、8 月 17 日に廉西保が死亡する。そしてその後の検屍報告書書換えに至る顛末を本案は刻々と詳細に伝える。たどってみよう。

8 月 18 日 廉阿羅が息子廉西保の死を帰善県に告す（供述4）。

8 月 19 日 この件が惠州路に達する（供述5）。

8 月 20 日 阿都赤が件作行人葉禄らを引き連れて初検に赴き、杖死という正当な検屍結果を得る（供述4）。後日、この葉禄の首告により報告書書換えが発覚する（供述3）。

8 月 24 日 廉西保の死を杖死であるとする阿都赤の報告書が帰善県に達する（供述6）。

8 月 25 日 帰善県の司吏徐札が報告書を惠州路に持参する（供述6）。

8 月 26 日 広東道宣慰司の劉経歴から惠州路の経歴薛瑜に対して報告書書換えの要請がある旨を司吏趙賢輔から伝えられた総管陳佑がこれを容認する（供述1）。

8 月 27 日 報告書書換えにつき阿都赤と相談せよということで、趙賢輔より徐札に報告書が退回される（供述6）。

8 月 29 日 阿都赤が報告書書換えの件で惠州路総管府を訪うが、結局、薛瑜の命ずるままに書換えを実行する（供述1）。

月日不詳（9 月 11 日？） 博羅県の復検報告書についても書換えが行われる。指示したのは趙賢輔。県官には関与させず、人吏蕭仲壬をして書換えをさせている（供述7）。

そしてこのとき、趙賢輔は該吏黄庭举から財物を求めている（供述5）。

・・・・・・・・・・

以上簡潔に過ぎるが、このように月日を明確に事の推移を伝える案件は、元典章・刑部中に、それほど多くないように思われる。

そしてその中、劉玉の親族たる劉経歴（両者の親族関係は阿都赤の供述＝供述4をうけた廉訪司の議得に明らかとなる）の要請により報告書が書き換えられる次第が手に取るように分り、またその他、さもありなんの官場の裏事情も、そこかしこに見え隠れする。例えば、この度の書換えについて、惠州路においては経歴薛瑜と司吏趙賢輔が主導し、どうやら総管陳佑は、この二人の思うがままに引きずられているような印象がある。下僚の二人がやり手なのか、陳佑が頼りないのかは微妙であるが、こうしたケースは本案以外にも見える。また、徐礼がいかにも手荒に王元徳に口裏合わせを強要したり、趙賢輔が該吏黃庭挙から事のついでに財物を求めたり、阿都赤とともに初検にあたった忤作行人葉禄が報告書の書換えを首告したりなど、と考えどころは満載である。

以上、紙数制限があります。唐突な擱筆をお許してください。